

元社員による不祥事案の発生

本日、元社員が在職中に不正を働いた容疑で滑川警察署に逮捕されました。
金融代理店である弊社に対するお客さまの信頼を著しく損なう結果を招いたことは非常に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、こうした事案が発生しないよう、社内コンプライアンスと社員指導を徹底して参ります。

1 発生郵便局

郵便局名 滑川郵便局

住 所 富山県滑川市清水町3-30

2 元社員(行為者)

南 栄一(みなみ えいいち)55歳(元担当課長)

3 事案内容(逮捕に係る容疑事実)

行為者は、滑川郵便局において現金出納事務に従事中、自己が保管・管理していた金庫内から現金を横領したものの。

4 行為者の処分

行為者である元社員につきましては、社内規程に基づき、平成23年10月に懲戒解雇いたしました。

5 再発防止策

お客さまからの信頼を失墜させる 部内犯罪については、その根絶を最重要項目としておりましたが、このような事件が発生したことをうけ、これまで以上に防犯基本動作の徹底を図るとともに、部内犯罪の発生リスク軽減のための環境整備、部内犯罪へのけん制機能の充実等に取り組めます。

【報道関係の方のお問い合わせ先】

郵便局株式会社 北陸支社 企画部(広報担当)

電話:076-220-3011(直通)